

大台町省エネ家電推進協力店登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大台町省エネ家電買換え支援補助金事業の円滑な実施を図るため、町内で家電製品を販売する事業者を「大台町省エネ家電推進協力店」として登録し、省エネ家電製品の普及を促進することを目的とする。

（役割）

第2条 登録を受けた協力店は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小売事業者表示制度による統一省エネラベル等を活用し、省エネ家電製品の省エネルギー性能及び省エネルギーに役立つ使用方法等の情報を、顧客に対して積極的にわかりやすく説明すること。
- (2) 町が実施する省エネ家電買換え支援補助金事業に協力すること。
- (3) 町の求めに応じて、活動内容を報告すること。

（登録要件）

第3条 協力店の登録を受けることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に店舗等の事業所を有し、家電製品を販売している個人事業主又は法人であること。
- (2) 省エネ家電製品の省エネルギー性能及び使用方法等に関して、積極的にわかりやすく説明できる個人事業主又は法人であること。
- (3) 統一省エネラベル等を活用し、省エネ家電製品の情報提供に協力できること。
- (4) 対面販売を前提とした販売方法であること。ただし、通信販売、インターネット販売、フリマアプリ等の非対面販売は対象外とする。
- (5) 町税等を滞納していないこと。
- (6) 大台町暴力団排除条例（平成 23 年大台町条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと、また、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

（登録手続）

第4条 町長は、大台町省エネ家電推進協力店登録申請書（様式第 1 号）の提出を受けたときは、その内容を審査し、登録をする、又はしない旨の決定を行い、申請者に対してその旨の通知を行うものとする。

2 次に掲げる申請者は、登録を行わないこととする。

- (1) 大台町暴力団排除条例（平成 23 年大台町条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等である者、また、暴力団員等と密接な関係を有する者
- (2) 宗教活動及び政治活動に関する者
- (3) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としない者
- (4) その他、町長が適当でないと認める者

3 審査にあたっては、町長は必要に応じて申請者に対して現地確認を行うことができる。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、登録の日から令和9年2月 26 日（大台町省エネ家電買換え支援補助金事業の終了日）までとする。

2 補助金事業が終了した場合、登録も自動的に廃止されるものとする。

3 補助金事業が継続される場合は、別途、登録更新手続を定めるものとする。

(登録の変更・廃止)

第6条 登録を受けた協力店が、登録内容を変更し、又は廃止しようとするときは、大台町省エネ家電推進協力店登録変更・廃止届出書(様式第2号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受理したときは、当該登録を変更又は抹消するものとする。

3 変更内容については、町ホームページ等で速やかに更新するものとする。

(登録の取消)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協力店の登録を取り消すものとする。

(1) 第2条の役割を適切に担うことができないと町長が認めたとき。

(2) 第4条第2項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(4) 町の信用を損なう、又は不名誉となるような行為を行ったものと町長が認めたとき。

(5) その他、町長が適切でないと認めたとき。

(公表)

第8条 町長は、協力店の店舗名、所在地、連絡先、営業時間等、本事業を円滑に運営するために必要と認める事項については、町ホームページ、事業周知チラシ等で公表することができる。

2 公表にあたっては、個人情報保護方針に基づき、個人情報を適切に取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。

大台町長 あて

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者職・氏名
電話番号

大台町省エネ家電推進協力店登録申請書

大台町省エネ家電推進協力店として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

登録情報

項目	記入欄
店舗名	
店舗所在地	〒
店舗電話番号	
営業時間	
定休日	
ホームページ等	
取扱製品	☐ 電気冷蔵庫 ☐ エアコン ☐ LED 照明器具 ※取扱可能品目に☑をつけてください。

確認事項

以下の項目について確認しチェックを付けてください。

確認	内容
☐	町内に店舗等の事業所を有し、家電製品を販売しています。
☐	省エネ家電製品の性能や使用方法等を、利用者に分かりやすく説明します。
☐	大台町省エネ家電買換え支援補助金事業に協力します。
☐	対面販売を行っています。
☐	町税等を滞納していません。
☐	暴力団員等でなく、また、暴力団員等と密接な関係を有していません。
☐	登録情報を町ホームページ等で公表することに同意します。
☐	申請内容に虚偽はありません。

様式第 2 号(第6条関係)

年 月 日

大台町長 あて

届出者 住所 〒
氏名又は名称
代表者職・氏名
電話番号

大台町省エネ家電推進協力店登録変更・廃止届出書

大台町省エネ家電推進協力店の登録について、次のとおり届け出ます。

項目	記入欄
届出区分	☐ 変更 ☐ 廃止
変更又は廃止年月日	年 月 日
変更又は廃止の理由	

変更内容 ※廃止の場合は記載不要です。

変更する項目	変更前	変更後